

第55号議案

中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和5年（2023年）12月22日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

温水プール開放の使用料を改定するとともに、体育館開放における区立学校の附属設備に係る規定を整備する必要がある。

中野区立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

中野区立学校施設の開放に関する規則（昭和60年中野区教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和6年7月1日から当分の間、別表第3の規定の適用については、同表（備考(2)を除く。）中「300円」とあるのは「200円」と、「22,700円」とあるのは「11,400円」と、「4,700円」とあるのは「2,400円」と、同表備考(2)中「3,000円」とあるのは「2,000円」とする。

別表第2中野区立令和小学校の項の次に次のように加える。

中野区立鷺の杜小学校	体育館冷暖房設備
------------	----------

別表第3個人の項を次のように改める。

個人	大人（高校生以上）	1時間以内	300円
	小人（中学生以下）	1時間以内	100円

別表第3団体の項中「29,400円」を「22,700円」に、「6,000円」を「4,700円」に改め、同表備考(2)中「500円券6枚つづり2,500円」を「300円券12枚つづり3,000円」に、「250円券6枚つづり1,250円」を「100円券12枚つづり1,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第2の改正規定は同年4月1日から、次項及び附則第3項の規定は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 中野区立学校設置条例の一部を改正する条例（令和5年中野区条

例第 39 号) による改正後の中野区立学校設置条例 (昭和 36 年中野区条例第 1 号) 別表 1 の表に掲げる中野区立鷺の杜小学校の施設及び附属設備の令和 6 年 4 月 1 日以後の使用に係る中野区立学校施設の開放に関する規則第 10 条の規定による使用料の徴収その他必要な行為は、同日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に温水プール開放 (個人の使用を除く。) に係る温水プールについて改正後の附則第 5 項に規定する期間に係る使用の許可を行う場合の使用料については、改正後の別表第 3 (個人の項に係る規定を除く。) の規定に改正後の附則第 5 項の規定を適用した場合の同表の規定を適用した額とする。